

目 次

序 章.	P. 1
1. 計画作成の背景	P. 1
2. 基本理念と目的	P. 2
3. 地域計画の位置づけ	P. 3
(1)地域計画の全体的な位置付け	P. 3
(2)関連計画一覧	P. 4
(3)鳥取県文化財保存活用大綱	P. 6
4. 計画期間	P. 6
5. 計画の進捗管理と自己評価の方法	P. 7
6. 計画作成の体制・経過	P. 7
7. 地域計画で対象とする文化財	P.10
第 1 章. 日野町の概要	P.11
1. 自然的・地理的環境	P.11
(1)位置・面積	P.11
(2)地名	P.11
(3)地形・地質	P.14
(4)気候	P.15
(5)生態系	P.16
(6)景観	P.18
2. 社会的状況	P.19
(1)人口動態	P.19
(2)産業	P.22
(3)土地利用	P.23
(4)交通	P.24
(5)観光	P.24
(6)鳥取県西部地震による被災と文化財保護活動	P.26
3. 歴史的背景	P.27
(1)先史	P.27
(2)古代	P.28
(3)中世	P.32
(4)近世	P.33
(5)近現代	P.38

第2章. 文化財の概要	P.40
1.指定・登録文化財の概要	P.40
2.未指定文化財の概要	P.47
3.類型ごとの概要と特徴	P.47
第3章. 日野町の歴史文化の特徴	P.63
第4章. 文化財の保存・活用の基本理念と方針	P.66
第5章. 文化財の保存・活用に関する課題と方針	P.68
1.「文化財を知る・把握する」に関する現状と課題	P.68
2.「文化財を守る」に関する現状と課題	P.72
3.「文化財を活かす」に関する現状と課題	P.74
4.「ともに継承活動に取り組む」に関する現状と課題	P.75
5.「拠点となる場所をつくる」に関する現状と課題	P.77
6.文化財の保存・活用に関する方針	P.78
第6章. 文化財の保存・活用の措置	P.82
1.文化財の保存・活用に関する措置	P.82
第7章. 関連文化財群の設定	P.88
第8章. 文化財保存・活用の推進体制	P.109

序章

1. 計画作成の背景

日野町は、鳥取県西南部に位置し、その境を岡山県新見市及び新庄村、日野郡日南町及び江府町、そして西伯郡伯耆町及び南部町に接しています。明治22（1889）年の町村制施行により、根雨、^{ねあめ}、^{またすみ}、^{やすい}、^{わたり}、^{くろさか}、^{すげふく}の6か村に、大正2（1913）年には根雨、日野、黒坂の3町村となりました。昭和28（1953）年には根雨町と日野村が合併して根雨町に、同34（1959）年さらに黒坂町と合併して、現在の日野町が誕生し、令和元（2019）年には、日野町制施行60周年を迎えました。

日野町内の黒坂、^{しもえのき}、^{ほんごう}、^{うのさかいち}、^{うのさかいち}などに古墳が分布しており、4世紀から6世紀頃には多くの人々が定住したものと考えられます。長楽寺所蔵の薬師如来像（平安時代後期）により仏教文化の浸透が見られ、戦国時代には尼子、毛利両氏の争う戦場となりました。江戸時代初期には、関長門守一政が黒坂に城下町を形成し、その後の鳥取藩池田光仲治世では藩内重要拠点を委任統治させる自分手政治が行われ、重臣福田氏が支配しました。一方で根雨や板井原には宿場町が形成されました。また、たたら製鉄は、明治時代に近代製鉄が台頭するまで、この地域の重要な産業として町内各地で行われていました。

町内の至る所には、このような歴史文化を伝える多種多様な文化財があります。文化財は、その地域特有の地理的・地形的環境の中の人々の営みがつくり出した文化的な財産であり、かけがえのないものです。私たちが暮らす日野町はどんな町か、郷土を理解することで、愛着を持ち、日野町を活力ある町として持続させていくことができます。そのために、文化財や自然環境を、どのように保存し活用していくかを考えていかなければなりません。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口によると、日野町の人口は2040年には1,500人弱と現在の約半数に落ち込むとされています。少子高齢化、都市部への転出等による人口減少の問題は日野町の重要な課題であり、今まさに町の存続に係る重大な局面となっています。このことは、地域の歴史や文化、また先人によって紡がれてきた文化財を後世に継承していくことに関しても大きな影響を及ぼすものと考えられます。地域の歴史を物語る文化財がこのような状況の中で放置され、また忘れ去られれば、近い将来、散逸や滅失につながることは必至です。一度そのような事態となれば、それらを取り戻すことはできません。

町では、少子高齢化、人口減少などの課題に的確に対応するとともに、将来にわたって町民の生活と安心を守り、活力ある日野町を維持していくため、「きりり日野町創生戦略」を策定しました。その第2期の計画として令和2年4月に策定した「第2次きりり日野町創生戦略～まちが持続していくために～」(以下「創生戦略」という。)では、「たたら文化など他にない地域資源を活かしたまちづくり」を戦略の1つとして掲げています。「たたら文化」など特色のある地域資源の発掘、磨き上げに取り組むことで、町民の歴史文化への関心を高

めるとともに、郷土への愛着を深め、全国に向けた情報発信、観光振興により、交流人口の拡大を図っていきます。

少子高齢化や人口減少に伴い文化・文化財を継承する担い手は不足してきており、そのことに起因する滅失や散逸から貴重な文化財をどのように守るのが課題となっています。そうした諸課題に対して地域社会総がかりによる継続性、一貫性のある文化財の保存・活用を図り、町の活力維持の足がかりとするために「日野町文化財保存活用地域計画」(以下「本計画」という。)を作成することとしました。

2. 基本理念と目的

文化財の滅失・散逸を防ぎ、継承していくこと、そして町の活力維持や向上につながる活用のためには、行政や所有者、地域住民など、地域総がかりで取り組むことが重要です。そのためには、まずはわたしたちが住んでいる地域・ジゲ(※1)や町内の文化財等について、その存在だけでなく歴史的背景等について知ることが大切です。日野町を含む日野郡内には、以前から文化財の保存や文化財を活用した活動を精力的に行なっている地域団体が数多くあり、各種イベントの開催や情報発信が行われ、町内の文化財に多くの人が関わる基礎ができています。行政、所有者、地域住民そして地域団体等が連携、協働して、町の貴重な財産である文化財を保存するとともに、それらを活用して、町民の郷土を愛する心を育み、町外からの誘客、関係人口を増やすなど、持続的なまちづくりへとつないでいかなければなりません。

本計画の基本理念を「歴史文化を知り、守り、活かし、継承することによる持続可能なまちづくり」とし、歴史文化の把握・掘り起こし、保存、活用、継承に地域総がかりで取り組み、郷土への愛着や誇り、心豊かな暮らしを推進し持続可能なまちづくりを行なっていきます。

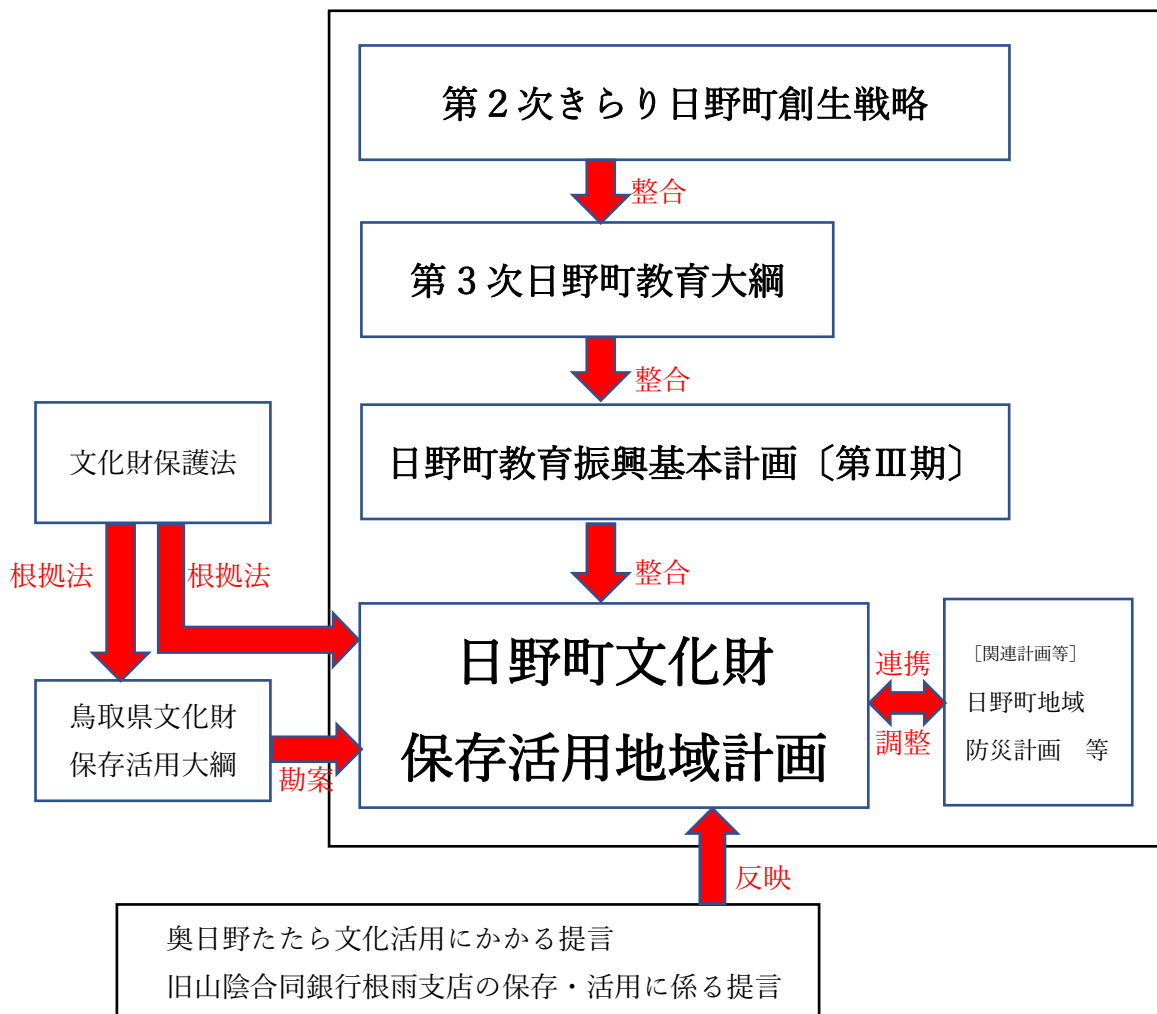
(※1) 地元、地域、郷土などの意。その地域との関係性などが非常に密接であることを指す。

3. 地域計画の位置づけ

(1) 地域計画の全体的な位置づけ

本計画は文化財保護法第 183 条の 3 に基づき作成するものです。

上位計画の「きらり日野町創生戦略」、「日野町教育大綱」及び「日野町教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「日野町地域防災計画」等の関連計画と連携を図ります。また、本計画作成にあたっては「鳥取県文化財保存活用大綱」を勘案し、さらに、「奥日野たたら文化活用にかかる提言」、「旧山陰合同銀行根雨支店の保存・活用に係る提言」を取り入れながら作成します。



(2) 関連計画一覧

名称	概要
<p>第2次きらり日野町創生戦略 (令和2年4月) 計画期間 令和2年度～令和6年度</p>	<p>平成26(2014)年に11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」のもと、「きらり日野町創生戦略」を作成。平成27年度から令和元年度の5年間に少子高齢化、人口減少、東京一極集中などの課題に対して取り組みを進め、令和2年度より「第2次きらり日野町創生戦略」に取り組んでいる。活力ある日野町を維持していくため「たたら文化など他にない地域資源を活かしたまちづくり」を戦略の1つとして挙げ、日野町文化財保存活用地域計画を作成すること、文化財を全国に向けて発信するとともに、根雨の街並みの保存、活用を図ることにより、「たたら」をキーワードとしたまちづくりを進めることを掲げる。</p>
<p>第3次日野町教育大綱 (令和3年1月) 計画期間 令和3年度～令和7年度</p>	<p>第2次きらり日野町創生戦略の趣旨を踏まえ、基本理念を「まちを愛し 未来を創る 人づくり」とし、人口減少、義務教育学校開校等、町や児童生徒を取り巻く状況の変化などに対応し、学校、家庭、地域が一体となって教育行政施策を推進する。地域を支える人財を育成する学校教育として「ふるさとキャリア教育」を進め、また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、学校・家庭・地域が連携、協働して子どもを育てる。また、年代を超えた住民相互のつながりと主体的に行動できる人財の育成として、公民館や図書館を核とした生涯学習を推進し、スポーツ・文化芸術に触れ、豊かな情操を養い、遺跡や町並み、地形地質、生物などの文化財を活用し、郷土を愛し、豊かな人間性を持った人財の育成につなげる。</p>

<p>日野町教育振興基本計画〔第Ⅲ期〕 (令和3年3月) 計画期間 令和3年度～令和7年度</p>	<p>教育課題及びめざすべき姿を共有し、その実現に向けた取組の方向性を示す。第3次日野町教育大綱の基本理念を掲げ、教育目標を「ふるさとを愛し心豊かにたくましく羽ばたく日野の子の育成」とする。義務教育学校に係る保小中一貫教育の充実など大きく5つの項目に分かれ、「文化、伝統、芸術及び豊かな自然の保存・継承と新たな文化の創造」の項目では、貴重な文化財を後世に伝え、その価値を高め、新しい魅力の創造、地域振興等に活用、またそれらを通し、町の歴史文化等を知り、郷土を愛する気持ちを育てていくことを掲げる。</p>
<p>日野町地域防災計画〔令和3年度改正〕(令和4年2月)</p>	<p>指定・登録文化財について、所有管理者と協議し消防訓練の実施等により災害予防体制を整える。破損・腐朽等により早急な修理を要する場合には、その手続き・方法等について適切な指導を行う。 災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、安易に破棄することがないように平時から周知を図る。また、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう周知を図る。</p>
<p>奥日野たたら文化活用にかかる提言 (平成28年3月)</p>	<p>都合山たたら跡のより一層の保存、遺跡案内・便益施設の整備、遺跡へ通じるたたら街道の整備と、観光客を受け入れるガイドの育成などの活用を掲げる。 歴史的建造物の調査及び保存、根雨まちなかの観光資源の活用、近藤家文書等の歴史資料の保存と活用、便益施設・案内板の整備、まちあるきガイドの拡充など、たたら製鉄の歴史や文化を日野地域における貴重な遺産として捉え、保存・活用を提言している。</p>
<p>旧山陰合同銀行根雨支店の保存・活用に係る提言 (平成31年3月)</p>	<p>旧山陰合同銀行根雨支店の保存・活用について検討した最終報告書。当該施設は本町の基幹産業であった「たたら製鉄」の歴史・文化を語る上でも、根雨のまちなみ景観を形成する上でも貴重な建</p>

	造物である。建物自体の保存に加えて、根雨の町並みと合わせて、まちのシンボル・拠点・休憩所・トイレなどの有効な活用を提言している。
--	--

(3) 鳥取県文化財保存活用大綱

鳥取県内各地域に所在する文化財の保存・活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、新たな文化財の把握などに関する指針を示し、県内市町村による地域計画作成推進に益するものとするを目的として、令和2年3月に鳥取県地域づくり推進部文化財局が策定したものです。県内市町村は、地域計画作成の際は、この大綱の内容を勘案して作成することになります。

鳥取県は、文化財の保存・活用に関する理念として「県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを活かす工夫を通じ保存を図りながら、地域活性へと繋げる」を掲げ、具体的な措置として、法令等に基づく文化財指定等を積極的に進めること、地域住民等が「知る」機会をつくるための教育・生涯学習や観光振興への取組、県内文化財を素材とした特徴的なストーリーの設定による保存・活用の推進、従来の文化財の規定に収まらない分野の保護への取組などを記載しています。

4. 計画期間

本計画は令和5年度（2023年度）から令和13年度（2031年度）までの9年間とし、3年を1期として前期・中期・後期に分け、各期の最終年度に見直しを図ります。なお、本計画は日野町の最上位計画である創生戦略の改正に合わせた見直しだけでなく、社会情勢等の大きな変化が生じた場合にも見直しを行うこととし、その結果「計画期間の変更」「区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が必要と判断されれば文化庁長官による変更の認定を受けます。また、軽微な変更の場合には鳥取県を通じて文化庁へ報告することとします。

	前期			中期			後期		
地域計画	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)
創生戦略	第2次きらり日野町創生戦略			第3次きらり日野町創生戦略（仮称）			第4次きらり日野町創生戦略（仮称）		

地域計画認定 ▼
見直し ▼
見直し ▼
見直し ▼

▲
▲

次期戦略内容反映
次期戦略内容反映

日野町文化財保存活用地域計画の計画期間

5. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画については、計画作成にあたって内容の検討を行った日野町文化財保存活用地域計画検討委員会を発展させた日野町文化財保存活用地域計画推進協議会（仮称）が確認と進捗管理を行うとともに、年度ごとの教育行政評価、きらり日野町創生戦略改定時の評価、文化財保護審議委員による点検・評価を行っていきます。毎年の事業について、PDCAサイクルに基づいた進捗管理・評価を行い、効果的かつ着実な事業実施ができるようにします。

6. 計画作成の体制・経過

本計画の作成にあたり、令和2（2020）年、日野町教育委員会に日野町文化財保存活用地域計画検討委員会を設置しました。日野町文化財保存活用地域計画検討委員会、日野町文化財保護審議会へ意見聴取するとともに、文化庁の指導・助言、鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課の助言を得ながら作成しました。

日野町文化財保存活用地域計画検討委員会 委員

氏名	役職	分野・所属等	任期
はせがわひろのぶ 長谷川弘信	委員長	元日野町誌統編編さん委員	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ※令和4年4月1日再任
やまだ とし美 山田 利美	副委員長	日野町文化財保護審議会会長 黒坂鏡山城下を知ろう会 日野町歴史民俗資料館友の会会長	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ※令和4年4月1日再任
ささききゆきと 佐々木幸人	委員	日野町文化財保護審議会委員 伯耆国たたら顕彰会副会長	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ※令和4年4月1日再任
さかもと かずよし 坂本 和吉	委員	一般公募	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ※令和4年4月1日再任
かとう としたか 加藤 敏孝	委員	元日野町文化財保護審議会委員 元鳥取県文化財保護指導委員	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ※令和4年4月1日再任
せのお ひでひろ 妹尾 秀博	委員	元日野町誌統編編さん室長	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ※令和4年4月1日再任
うめばやし てるお 梅林 照男	委員	黒坂鏡山城下を知ろう会事務局 長	令和2年4月1日～令和6年3月31日

			※令和4年4月1日再任
すながれ せいご 砂流 誠吾	委員	日野町立黒坂小学校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ※令和4年4月1日新任
すぎはら みきお 杉原 幹雄	委員	伯耆国たたら顕彰会	令和2年4月1日～令和4年3月31日 ※令和4年3月31日退任

日野町文化財保護審議会 委員

氏名	役職	分野・所属等	任期
山田利美	会長	黒坂鏡山城下を知ろう会 日野町歴史民俗資料館友の会会長	令和5年3月31日まで
すぎもとじゅんいち 杉本 準一	副会長	奥日野ガイド倶楽部	令和5年3月31日まで
佐々木幸人	委員	伯耆国たたら顕彰会副会長	令和5年3月31日まで
加藤 敏孝	委員	元鳥取県文化財保護指導委員	令和3年3月31日まで
かめがき りえ映 亀崎 理映	委員	観光	令和5年3月31日まで ※令和3年4月1日新任

作成の経過

年月	作業内容
令和2年7月7日	第1回文化財保存活用地域計画検討委員会 (文化財保存活用地域計画の概要説明、骨子検討)
令和2年8月26日	第2回文化財保存活用地域計画検討委員会 (骨子検討、対象文化財の協議)
令和2年11月11日	文化庁地域文化創生本部との協議 (骨子、現状計画案協議)
令和3年6月4日	第3回文化財保存活用地域計画検討委員会 (課題・方針・措置、関連文化財群の協議)
令和3年9月3日	第4回文化財保存活用地域計画検討委員会 (方針、関連文化財群の協議)
令和3年9月30日	第5回文化財保存活用地域計画検討委員会 (方針・措置の協議)
令和3年10月11日～12日	文化庁地域文化創生本部現地視察協議 (素案検討、関連文化財群状況確認)

令和3年10月22日	第6回文化財保存活用地域計画検討委員会 (素案検討)
令和3年11月30日	第7回文化財保存活用地域計画検討委員会 (進捗と今後のスケジュール説明)
令和4年5月25日	第8回文化財保存活用地域計画検討委員会 (方針、各事業の検討)
令和4年9月9日	文化庁地域文化創生本部との素案等修正協議
令和4年9月13日	第9回文化財保存活用地域計画検討委員会 (文化庁指摘内容報告、素案検討、各事業の検討)
令和5年1月10日 ～ 令和5年1月27日	パブリックコメントによる住民意見の聴取
令和5年1月24日	日野町文化財保護審議会 (意見聴取)
令和5年2月13日	第10回文化財保存活用地域計画検討委員会 (パブリックコメント内容、文化庁指摘内容、町文化財保護審議会意見内容の報告及び検討)

日野町文化財保存活用地域計画に係る庁内連携体制

区分	課名
事務局	教育委員会事務局教育課
連携担当課	総務課
	企画政策課
	産業振興課

7. 地域計画で対象とする文化財

文化財保護法では、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものを有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に分けて国の指定及び登録・選定することとし、保護が図られています。そのほか、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても保護対象となっています。また、鳥取県文化財保護条例、日野町文化財保護条例により、鳥取県、日野町にとって重要な文化財が県指定文化財、町指定文化財に指定されています。

本計画で対象とする文化財は、文化財保護法、鳥取県文化財保護条例、日野町文化財保護条例によって指定又は登録された文化財に加えて、日野町内に存在する未指定文化財や文化財類型に当てはまらないものの地域で大切にされている「ジゲのたから」も含めることとします。

本計画で対象とする文化財

文化財保護法で定義された文化財
有形文化財、無形文化財、民俗文化財
記念物、文化的景観、伝統的建造物群
文化財の保存技術 埋蔵文化財

文化財保護法で定義されるが指定等がされていないもの
(未指定文化財)

石造物、古文書、古い道具、年中行事、民謡、遺跡、動物、植物、地質鉱物など

文化財の類型にあてはまらないもの「ジゲのたから」
方言・伝承・伝説など